

糸島市次期ごみ処理施設整備基本計画策定他業務に係る公募型プロポーザル質問回答書

令和8年7月23日

No.	項目	質問内容	回答
1	実施要領P.2 4 参加資格 ⑧	同種業務ウについて、「エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査業務」となっていますが、条例に基づく環境影響評価業務も含めてよいでしょうか。	条例に基づく環境影響評価業務は対象外とします。
2		同種業務ウ(エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査業務)について、エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る条例アセスに基づく環境影響評価業務も同種業務として認められますか。	
3		同種業務ウ「エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査業務」について、環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書及び評価書の作成業務のうち、当該施設に係る生活環境影響調査の調査・予測・評価内容を含むものは、同種業務ウの実績として認められるとの理解でよろしいか。	
4		同種業務ア〜ウについて、「エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る」とあるが、エネルギー回収型廃棄物処理施設に加えて、マテリアルリサイクル推進施設等の検討業務と一括発注の場合であっても、実績と見なされると考えてよろしいか。	エネルギー回収型廃棄物処理施設が含まれていれば実績とみなします。
5	⑨/注記(1番目)	実施要領における参加資格要件について、「平成28年度から令和7年度までに地方公共団体等が発注した次の同種業務アからウまでのすべてで、それぞれ元請として受託した実績を有する者であること」と記載があるが、ここでいう「受託した実績」については、令和7年度までに契約締結済みであれば、現在履行中の業務も実績として認められるとの理解でよろしいか。また、履行中業務が認められる場合、実績確認資料としてテクリス又は契約書の写し等を提出すればよろしいか。	お見込みのとおりです。 なお、実績確認資料は様式3及び4の注記どおりです。
6		⑨の注記に「※技術者ア、イ及びウは兼ねることはできない。」とございますが、管理技術者、照査技術者、担当技術者の3つの技術者を同時に兼ねることができない、との主意と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7		技術者の資格要件について、技術士(総合技術監理)部門として、各技術者の要件と同一選択科目であれば、資格要件を満たすと考えてよろしいか。	参加要件は満たしません。
8		技術者の実績要件について、「上記⑧の期間において同種業務ア(及びイ、ウ)で同種の技術者として実績を有すること」とあるが、管理技術者としての実績の場合も担当技術者の実績要件に含めて考えてよろしいか。	含めていただいて構いません。

No.	項目	質問内容	回答
9	⑨/注記(4番目)	技術者ウの業務ア及びイの担当技術者の実績要件について、「上記⑧の期間において同種業務ア及びイで」となるが、業務ア及び業務イに配置する技術者がそれぞれ同種業務ア及びイの実績を1件ずつ、計2件以上の実績を持つ必要があると認識すればよいか。	業務アの担当技術者には同種業務ア、業務イの担当技術者には同種業務イの実績を求めている、業務ア及びイを兼ねる場合は、同種業務ア及びイの実績が必要です。
10	⑨/注記(6番目)	測量調査業務及び地質調査業務の実績に関しては、参加要件⑧に記載のエネルギー回収型廃棄物処理施設(発電設備を有するものかつ施設規模が100t/日以上)に限定する必要はないと考えます。つきましては、業務オならびに業務カにおける担当技術者の実績については、平成28年度から令和7年度までに「地方公共団体等が発注した公共施設(廃棄物処理施設含む)」に読み替えることをお認めいただけないでしょうか。	技術者ウの業務オ及びカにおける上記⑧の期間は、「平成28年度から令和7年度まで」を指し、同種は、「地方公共団体等が発注した測量調査業務及び地質調査業務」を指しています。このため、平成28年度から令和7年度までに地方公共団体等が発注した測量調査業務及び地質調査業務業務が実績となります。
11		技術者ウの業務オ及びカの担当技術者の実績要件について、「上記⑧の期間において同種の技術者として実績を有する者」となるが、「発電設備を有するものかつ施設規模が100トン/日以上」の廃棄物処理施設に係る測量調査業務若しくは地質調査業務(担当業務に応じた実績)の実績を求められていると考えてよろしいか。	
12	⑨/注記(6番目)	技術者ウの業務オ及びカの担当技術者の資格要件について、技術士等の資格は求められていないという認識でよろしいか。	お見込みのとおりです。
13	実施要領P.3 8 参加申込書類の提出 (1)提出書類 ③	証明書類として、テクリス等の提出を求められているが、様式3や4のどの業務の実績が分かりやすくすることを目的として、目次や注釈を合わせて提出してもよろしいか。	テクリスで実績の確認を行います、テクリスで確認できない事項を補完するためにテクリスと併せて契約書の写し等の提出を求めています。証明書類として提出して問題がないものであれば提出していただいても構いません。
14	⑧	糸島市外の事業者については、糸島市税(法人市民税、固定資産税、軽自動車税)の滞納がないことの証明書の提出は不要という認識でよろしいでしょうか。または、本店、契約店(支店)所在地の市税滞納がないことの証明書が必要でしょうか。上記と異なる対応が必要な場合はご教示ください。	糸島市役所で納税証明書を取得し、提出してください。
15	実施要領P.4 11 企画提案書の作成要領 (1)企画提案書作成の注意事項	提案書のページ数の制限は一切ないものと考えてよろしいか。	企画提案書の枚数制限は設けていません。
16	②/③	企画提案書の表紙について、指定された表題や社名等が記載されていれば、レイアウト等は自由と考えてよろしいか。	企画提案書の表紙については、企画提案書作成の注意事項②及び③を満たしていれば、レイアウト等の制限はありません。
17	③	企画提案書について、「副本の表紙には社名が特定できる表記をしないこと」とあるが、正副含め、提案書本文においても社名が特定できるような記載を認めない(社名をA社、体制表の技術者名を伏せる、受注実績等はA市など当て字を使用する)と認識してよろしいか。	お見込みのとおりです。

No.	項目	質問内容	回答
18	⑥	「企画提案書の文字サイズは、10 ポイント以上とする」とあるが、図表や工程表については、柔軟に対応(全体の見やすさを考慮して文字サイズを調整)してもよろしいか。	図表についても文字サイズは10ポイント以上を原則とするが、レイアウト上やむを得ない場合は、この限りではない。
19	⑦	企画提案書(本文)の枚数(ページ数)に関する制限はありませんが、⑦に記載のとおり「簡潔かつ明瞭に記述し、専門知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現であること」が評価される(ページ数の多少で評価されるものではない)との理解でよろしいでしょうか。仮に、特定テーマ1・2・3それぞれに対して、ページ数に上限があればご教示ください。	⑦は、企画提案書作成の注意事項であり、プレゼンテーションによる審査において選定委員が企画提案書の内容を的確に把握できるようお願いをしているものです。 なお、企画提案書の枚数制限は設けていません。
20	(2)企画提案書の必要記載事項	「特定テーマ1～3について必ず記載すること」と記載されていますが、特定テーマ以外に、その他提案(業務全体の実施方針や業務実施体制、業務実施スケジュールなど)の提案は不要でしょうか。また、特定テーマおよびその他提案について、それぞれ、提案書の枚数制限等は無いでしょうか。	業務全体に関することについては、特定テーマ1で記載してください。 なお、企画提案書の枚数制限は設けていません。
21	実施要領P.5 13 審査に関すること (4)プレゼンテーションによる審査	プレゼンテーション時はPCを持参して投影するイメージですが、その際、プロジェクターおよびケーブルは貴市で準備いただけるとの認識でよろしいでしょうか。 もしも、発表者側で準備が必要な機器・接続形式等がございましたらご教示ください。	プロジェクター及びケーブル等は本市で準備いたしますので、プロジェクターを使われる場合は、パソコンを持参してください。
22		プロジェクター、スクリーン、コード類(HDMI to HDMI等)、電源コードは貴市に準備していただけると理解してよろしいか。	
23		プレゼンテーションについて、企画提案書に記載していない事項を追加しないことを前提に、発表のしやすさを考慮して、提案書記載内容をPowerPoint資料に再配置(要約等を含む)して、その資料を用いて発表してもよろしいか。また、そのPowerPoint資料を当日配布してもよろしいか。	
24	実施要領P.8 評価基準 別表1	事業者の同種業務実績について、「同種業務とは、平成28年度から令和7年度までに地方公共団体等が発注したエネルギー回収型廃棄物処理施設に係る施設整備基本計画策定業務、PFI等導入可能性調査業務、生活環境影響調査業務をそれぞれ元請として受託したものとする。」とあるが、業務種別ごとの個別実績数を積み上げた件数を示すと理解してよろしいか。 (例：施設整備基本計画策定業務の実績：5件、PFI等導入可能性調査業務の実績：5件、生活環境影響調査業務の実績：5件、合計実績15件＝評価Aに該当)	お見込みのとおりです。

No.	項目	質問内容	回答
25	様式3 様式4	担当技術者数について、実施要領P.2には、「技術者ウ 担当技術者 次のアからカまでのすべてに1名以上」とあるため、特定の業務に複数の担当を配置した場合にも、評価されると考えてよろしいか。 (業務アの担当：2人、業務イの担当：1人、業務ウ及びエの担当：1人、業務オ及びカの担当：1人、合計5人⇒担当技術者が5名以上なので評価Aに該当)	お見込みのとおりです。
26		「担当技術者に係る同種業務実績及び現従事業務は、テクリスの業務実績データ(技術者データ)に記載されているものとする」とあるが、同種業務実績及び現従事業務はテクリス登録の有無のみで判断され则认为よろしいか。様式3及び様式4では、「テクリスの写しで複数業務を担当していることが確認できない場合は、契約書の写し等を提出すること」とあるが、このような契約書の写しをテクリスの写しの代わりに提出する実績は評価対象外ということか。	テクリスで実績の確認を行います。テクリスで確認できない事項を補完するためにテクリスと併せて契約書の写し等の提出を求めています。テクリスの代わりとして契約書の写し等の提出を求めているものではないため、契約書の写しだけでは実績とみなしません。
27		担当技術者の同種業務実績について、担当技術者の実績は、実施要領P.2における業務ア～カのいずれの担当技術者においても、「平成28年度から令和7年度までに地方公共団体等が発注したエネルギー回収型廃棄物処理施設に係る施設整備基本計画策定業務、PFI等導入可能性調査業務、生活環境影響調査業務」のいずれかのみが評価対象となるのか。 (例：業務ウの担当者であっても、施設整備基本計画策定業務の実績が評価対象となる。業務オ(若しくはカ)の担当者であっても、測量調査業務(若しくは地質調査業務)が評価対象とならず、施設整備基本計画策定業務、PFI等導入可能性調査業務、生活環境影響調査業務の実績のみが評価対象となる。)	担当技術者に対する評価に係る同種業務の実績は、担当技術者が担当する業務と同種の実績を件数とします。
28		「担当技術者の実績及び業務量は、平均値を使用する。」とあるが、「担当技術者」の評価対象は、管理技術者や照査技術者は含まれず、実施要領P.2における業務ア～カのいずれの担当技術者の平均値を評価対象とする認識でよろしいか。	お見込みのとおりです。
29		現従事業務量の基準日は、2026 年7月1日としてよろしいか。	書類提出日を基準日としてください。
30	様式3 様式4	実績確認のための証明書類について、テクリスや契約書(仕様書など)において施設規模等が確認できない場合、「生活環境影響調査書」等の成果図書等を証明書類としてもよろしいでしょうか。 また「確認に不要な記載事項は、黒塗り等を行うこと。」とありますが、それぞれ複数ページある書類であり、確認箇所がないページは全てが黒塗りとなってしまうため、確認事項記載箇所のページの抜粋版を証明書類とすることは可能でしょうか。	テクリスで実績の確認を行います。テクリスで確認できない事項を補完するためにテクリスと併せて契約書の写し等の提出を求めています。証明書類として成果図書等の提出が問題なければ成果図書等を提出していただいて構いません。 なお、確認箇所が全くないページは提出不要です。

No.	項目	質問内容	回答
31		「テクリスの写しで複数業務を担当していることが確認できない場合は、契約書の写し等を提出すること」とあるが、テクリス登録していない業務についても、契約書の写し等を提出することで、実績として認められると考えてよろしいか。	テクリス登録がないものは実績としてみなしません。
32	仕様書P.5 第2章 第2節（2）①	想定される事業区域及び面積を提供願います。	事業区域は糸島市クリーンセンター内で、面積は3haと想定しています。
33	仕様書P.13～14 第4章 第2節（4）（5）	表-2の水環境において「施設排水の排出」に○がついていますが、表-3の現地調査内容に水質が入っていません。 新施設からの排水の公共水域への排出は予定されておりますでしょうか？	排水の公共水域への排出の予定はありません。
34	仕様書P.14 第4章 第2節（5）	道路交通騒音については「搬入路沿道2地点」、道路交通振動については「搬入路沿道3地点」とされている。両調査はいずれも搬入路沿道を対象とするものであるが、調査地点数が異なっている。仕様書記載のとおり、道路交通騒音は2地点、道路交通振動は3地点として実施するとの理解でよろしいか。	仕様書に示す数量は案であり、その数量以上の提案であれば問題ありません。